別記様式第１号の２（第３条、第５１条の８関係）

消防計画作成（変更）届出書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  粕屋北部消防署長　　殿  　　　　　　　　　　　　　　　　　防火  管理者  防災  住　所  氏　名  　　　　　　　　　防火  管理に係る消防計画を作成（変更）したので届け出ます。  別紙のとおり、  　　　　　　　　　防災 | | |
|
|
|
|
|
|
|
| 管理権原者の氏名  （法人の場合は、名称及び代表者氏名） |  | |
| 防火対象物  又は　　　　　　　の所在地  建築物その他の工作物 |  | |
| 防火対象物  又は　　　　　　　の名称  建築物その他の工作物  （変更の場合は、変更後の名称） |  | |
| 防火対象物  又は　　　　　　　の用途  建築物その他の工作物  （変更の場合は、変更後の用途） |  | 令別表第１  （ 　）項 |
| その他必要な事項  （変更の場合は、主要な変更事項） |  | |
| ※受付欄 | ※経過欄 | |
|  |  | |

備考　１　　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

　　　　　「防火

２横書きの文字については，該当しない文字を横線で消すこと。

の横書きの文字については，該当しない文字を横線で消すこと。

　　　　　　防災」

　　 ３　　※印の欄は、記入しないこと。

『　　　　　　　　　　　　　　　　　　』の消防計画

第１章　総則（第１条～第８条）

第２章　予防管理組織（第９条～第１５条）

第３章　自衛消防活動（第１６条）

第４章　地震対策（第１７条～第１９条）

第５章　防災訓練（第２０条）

**第１章　総則**

（目的）

第１条　この計画は、消防法第８条第1項に基づき、（　　　　　　　　　　 ）の防火管理業務について必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防及び人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この計画は、（　　　　　　　　 ）に居住し、又は出入りするすべての者に適用する。

２　防火管理業務に従事する者（委託を受けて当該業務に従事する者を含む。）は、この計画の定めるところにより管理権原者、防火管理者等の指示を受け、適正に業務を実施しなければならない。

（委託状況等）

第３条　防火管理上必要な業務の一部委託に係る受託者の氏名及び住所並びに当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法は、別記様式のとおりとする。

（管理権原者の責任等）

第４条　管理権原者は、当該共同住宅等の防火管理業務について、すべての責任を持たなければならない。

２　管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせなければならない。

３　管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。

４　管理権原者は、防火上の建築物構造の不備や消防用設備等の不備・欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

（防火管理者の権限と業務）

第５条　防火管理者は、この計画の作成について管理権原者の指示を受け、実行に当たってのすべての権限を有し、次に掲げる業務を遂行しなければならない。

（１）消防計画の作成又は変更

（２）消火、通報、避難誘導等の訓練の実施

（３）居住者等に対する防災教育の実施

（４）建築物及び消防用設備等の点検・整備時の立会い

（５）自主点検・法定点検結果の維持台帳への記録

（６）火元責任者に対する指導、監督

（７）管理権原者への提案や報告

（８）その他防火管理上必要な業務

（消防署長への届出及び連絡等）

第６条　管理権原者は、防火管理者を定めたとき又はこれを解任したときは、消防署長へ届け出なければならない。

２　防火管理者は、次に掲げる業務について消防署長へ届出、報告及び連絡をしなければならない。

（１）消防計画の届出（変更した場合を含む。）

（２）建築物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続

（３）消防用設備等の点検結果の報告

（４）その他防火管理に関する必要な事項

（防火管理業務に関する資料等の整備）

第７条　防火管理者は、前条で届出又は報告した書類及び防火管理業務に必要な図書等を消防計画書と一括して整備し、保管しなければならない。

（管理組合等の協力）

第８条　管理組合等の役員は、防火管理者を補佐するほか、次のことを行う。

（１）防火管理者への連絡

（２）管理人室の鍵の保管

（３）居住者に対する消火、通報及び避難訓練等参加の呼びかけ

（４）消防署から配布された広報誌の回覧及び管理

（５）その他必要な事項

**第２章　予防管理対策**

（予防管理組織）

第９条　日常における火災予防及び地震等の災害時の出火防止を図るため、防火管理者の下に、各階又は区域ごとに火元責任者を別表1のとおり定める。

（火元責任者の業務）

第１０条　火元責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

（１）担当区域内（共用部分に限る。以下同じ。）の火気の管理に関すること。

（２）担当区域内の建築施設、火気使用設備・器具、危険物施設、電気設備等及び消防用設備等の日常の維持管理並びに自主点検に関すること。

（３）地震等における火気使用設備・器具の安全確認に関すること。

（４）防火管理者の補佐に関すること。

（５）その他防火管理上必要な業務に関すること。

（消防用設備等の自主点検）

第１１条　火元責任者は、担当区域内に設置されている消防用設備等の自主点検を（　　）月に実施し、その結果を防火管理者に報告するとともに、別表２に記録し、保存しなければならない。

（消防用設備等の法定点検）

第１２条　防火対象物の関係者は、その防火対象物に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するために、下表により法定点検を実施させなければならない。

２　防火管理者は、消防用設備等を点検するときには立ち会わなければならない。

消防設備士（点検資格者）に行わせる法定点検

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 点　　検　　時　　期 | |
| 消防用設備等（全て） | 月 | 月 |

　※機器点検は６カ月に１回、総合点検は１２カ月に１回。

※※消防ホース、連結送水管の耐圧性能点検は、製造年（連結送水管は設置）から１０年経過後、３年に１回。

（点検結果の記録及び報告）

第１３条　防火管理者は、第１１条に定める自主点検の結果を管理権原者に報告するとともに、維持台帳に記録し、保管しなければならない。

２　防火対象物の関係者は、前条に定める法定点検の結果を３年に１回、消防署長に報告しなければならない。

（不備・欠陥等の整備及び報告）

第１４条　防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者の指示を受け改修しなければならない。

２　防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間がかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を策定しなければならない。

（居住者が行う防火管理対策）

第１５条　居住者が行う防火管理対策は別記のとおりとし、各居住者が自己の責任において実施しなければならない。

**第３章　自衛消防活動**

（火災が発生した場合の行動）

第１６条　火災を発生させた者、火災を発見した者及びその他の居住者は、協力して次に掲げる初期の活動を行わなければならない。

（１）消防機関への通報及び防火管理者、その他の関係者（居住者を含む。）へ連絡すること。

（２）消火器等を活用して初期消火を行うこと。

（３）災害時要援護者等がいる場合は、優先して避難誘導を行うこと。

２　避難する場合は、エレベーターを使用しない。

**第４章　地震対策**

（地震災害の予防措置）

第１７条　火元責任者は共用部分について、各居住者は占有部分について、地震が発生したときの災害を予防するために、次に掲げる措置を行わなければならない。

（１）避難通路及び出入口等の棚、家具、その他の物品等の転倒及び落下を防止すること。

（２）火気使用設備・器具の上部及び周囲には、転倒及び落下のおそれのある物品、その他燃えやすい物を置かないこと。

（３）火気使用設備・器具の自動消火装置及び燃料等の自動停止装置等について、作動状況の点検を行うこと。

（地震発生後の安全措置）

第１８条　地震が発生したときは、次に掲げる安全措置を行わなければならない。

（１）地震が発生した直後は、身の安全を守ることを第一とすること。

（２）火気使用設備・器具の直近にいるものは、電源及び燃料の遮断等を行い、使用を停止すること。

（３）火元責任者は、二次災害の発生を防止するため、担当区内の火気使用設備・器具について点検し、異常があったときは、防火管理者等に報告するとともに応急措置を行うこと。

（４）各設備・器具は、安全を確認した後に使用すること。

（５）防火管理者は、被害の状況等を把握すること。

（避難場所の指定）

第１９条　地震等の災害により、（　　　　　　　　　　）が居住困難になった場合は、一時的に避難する場所を（　　　　　　　　　　）と定め、避難するものとする。

**第５章　防災訓練**

（訓練の実施時期）

第２０条　防火管理者は、各居住者の防火意識を高めるため、実情に応じて、下表に掲げる訓練を実施しなければならない。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 訓練種別 | | 訓　練　内　容 | 時期 |
| 総合訓練 | | 消火、通報、避難誘導の訓練を連携して実施し、必要と認める場合は消防機関に指導を要請する。 | 月 |
| 部分訓練 | 消火訓練 | 消火器具の取扱要領の習熟を図り、初期消火訓練を行う。 | 月 |
| 通報訓練 | 消防機関への通報要領及び火災発生時の連絡体制の習熟を図る。 | 月 |
| 避難訓練 | 避難誘導要領及び避難経路の習熟を図る。 | 月 |

２　防火管理者は、訓練実施結果を別表２の「点検・訓練実施記録表」に記録しなければならない。

附　則

この消防計画は、令和　　 年　　 月　　 日から施行する。

別表１　火災予防管理編成表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 担当区域 | 火元責任者 |  | 担当区域 | 火元責任者 |
| 階 |  | 階 |  |
| 階 |  | 階 |  |
| 階 |  | 階 |  |
| 階 |  | 階 |  |
| 階 |  | 階 |  |

別表２　点検・訓練実施記録表

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 自主点検 | | | 自衛消防訓練 | | |
| 種　別 | 実施年月日 | 適　用 | 種　別 | 実施年月日 | 適　用 |  |
|
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

別記様式　防火管理業務の委託状況（第３条関係）　　　　　　　　【遠隔移報方式】

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **防火対象物** | **名　　　　　 称** | | |  | | | | | |
| **所在地** | | | **TEL** | | | | | |
| **管理権原者氏名** | | |  | | **防火管理者氏名** | |  | |
| **受託者** | **氏名（名称）** | | |  | | **教育担当者氏名** | |  | |
| **住所（所在地）** | | | **TEL** | | | | | |
| **担　当**  **事務所** | **名　称** | |  | | **責任者氏名** | |  | |
| **所在地** | | **TEL** | | | | | |
| **受託者の行う防火**  **管理業務の範囲** | | | |  | | | | | |
| **所有区分**  **事　項** | | | **営業（従業）日（平日）** | | | | **休業日** | | **摘　　要** |
| **時間内** | | **時間外** | | **（休日）** | |
| **現場確認要員**  **の待機場所** | | |  | |  | |  | |  |
| **到着所要時間** | | |  | |  | |  | |  |
| **委託区域** | | |  | |  | |  | |  |
| **委託時間帯** | | |  | |  | |  | |  |

別記　　　　　　　　　　　　　　**居住者が行う防火管理対策**

|  |
| --- |
| ※居住者が行う防火管理対策は、次のとおりとし、各居住者が自己の責任において、  　　実施しなければならない。 |
| **住戸内における火気管理（火事を出さないために）** |
| (1) 火を使っているときは、その場を離れない。  (2) 火を使う器具の近くには燃えやすいものを置かない。  (3) 外出、就寝時には、火の元を点検する。  (4) タバコの吸殻は、確実に始末する。  (5) 灯油の保管は最小限とし、取り扱いに注意する  (6) 電気配線は、タコ足配線としない。 |
| **火災時のための安全対策** |
| (1) 通報時のために、自宅の住所、通報内容等をメモしておく。  (2) 非常ベルのある場所を確認しておく。  (3) 消火器の位置を確認しておく。  (4) 自宅の消火器等に破損、変形がないか点検する。  (5) 消火器等の使い方を熟知しておく。  (6) 階段、通路等の共用部分に燃えやすいもの及び避難の障害となる自転車・その他のものを置かない。  (7) 住戸出入口の防火戸が容易に閉鎖できるか点検する。  (8) バルコニーに避難の障害となるものを置かない。  (9) 避難器具のある場所、使用方法を確認しておく。  (10) 消防用設備等（消火器、非常ベル、自動火災報知機、連結送水管等）の周囲に使用障害となるものを置かない。  (11) 避難する際、ガスの元栓をしめる。  (12) 消防活動の障害となる駐車は行わない。 |

|  |
| --- |
| **火災が発生した場合の行動** |
| 1. 通報は、消防隊が到着するまで居住者が協力して行う。   　　　ア 火災を発生させた場合又は火災を発見した居住者は、非常ベルのボタンを押し、大声で他の居住者に知らせる。  　イ 119番通報は、火災を発生させた者または居住者が協力して行う。  　　　ウ 消防隊に火災の状況等を説明し、現場に案内する。   1. 初期消火は、消防隊が到着するまで居住者が協力して行う。   　　ア 消火器具、水道等を使って初期消火にあたる。  　　　イ 消火に当たっては、できるだけ2人1組以上で活動し、効果的に行うとともに、互いの安全にも気を配る。  　　　ウ 消火できる限度を考え、逃げ遅れないように注意する。   1. 避難誘導は、消防隊が到着するまで居住者が協力して行う。   　　ア 老人、子ども等の災害時要援護者を安全な場所に避難誘導する。  　　イ 避難する場合は、エレベーターを使用しない。  　　ウ 各戸の扉を叩いて回り、逃げ遅れた者はいないか確認する。  エ 一度避難した者が再び出火建物に入らないように注意する。  　　オ 逃げ遅れた者等の有無を防火管理者や消防隊に知らせる。  　　カ 玄関から避難できない場合にあっては、バルコニーの仕切板を破壊して隣戸から安全な場所への避難を行う。 |
| **地震時の行動** |
| (1) 地震が発生した直後は、身の安全を守ることを第一とすること。  (2) 火気使用設備・器具の直近にいるものは、電源及び燃料の遮断等を行い、使用を停止すること。  (3) 各設備・器具は、安全を確認した後に使用すること。 |
| **訓　練** |
| (1) 居住者は、消防計画に基づく訓練及び地域で実施される訓練に、積極的に参加する。  (2) 居住者は消火器等を用いた消火訓練を積極的に行う。 |
| 119メモ  住所    電話番号　☎    かかりつけ病院・持病等 |